

# International Standard for Therapeutic Use Exemption 【ISTUE】

## 治療使用特例に関する国際基準

### ドラフト第一稿における主な変更点



注意)

主な変更についての日本語での説明については、  
ドラフト版をコメントする際の参考として活用ください。

WADAからドラフトとして発行されている2027 ISTUE（英語版）  
が正しいものとなりますので、英語版と合わせてご確認ください。

また、今回提示する内容については、アスリートに関わる主要ポイントに限定していますが、  
他にも変更点が多数ありますのでWADAからドラフトとして発行されている  
2027 ISTUE（英語版）をご確認ください。

# ISTUE主な変更、追加されたポイント

- 遡及的TUE申請が可能な範囲の拡大
- TUE付与の要件の再構成
- TUE申請手続き

# 2027年版ISTUEドラフトへのコメントの視点

主に以下の点について、競技者及び関係者の視点でご確認ください

## ■ WADAが提示した“概念”の変更に対する意見



## ■ 提示されている“概念”の変更に対して、望ましい選択肢はどれか？

# WADAが提示した“概念”の変更

## TUE付与の基準(ISTUE4.2)を満たすが、遡及的TUEの基準(ISTUE4.1)を満たさない競技者に対する制裁措置

### 【背景】

- 事前TUEを取得するための基準(ISTUE4.2)を満たすものの、事前TUEの申請・承認がなされていなかった（遡及的TUEの基準も満たさない）場合は、現行規則ではアンチ・ドーピング規則違反として扱われることになる。
- 他方で、「事前TUE取得の基準」を満たしているにも関わらず、制裁措置の対象となる現行規則の是非、制裁措置における柔軟性のあり方が継続して検討されており、意見を求められている。

### 《参考》

現行規則では、禁止物質の使用が意図的なものであれば4年間、意図的でない場合には過誤又は過失の程度に応じ、2年間までの資格停止等の措置が課される可能性がある。

医療的事情・背景は整っているが、単に事前にTUEを申請しなかっただけの事情に対して重い制裁措置が課される規則となっている。

# WADAが提示した“概念”の変更

TUE付与の基準(ISTUE4.2)を満たすが、遡及的TUEの基準(ISTUE4.1)を満たさない競技者に対する制裁措置

## 【WADAが提示した選択肢】

選択肢	制裁措置	選択した場合の懸念や内容
A	制裁措置を課さない	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 遡及的TUEを付与するのと同じ効果となり、事前TUEを申請することが意味をなさなくなる。</li><li>■ そもそもTUEを事前に申請する必要性をなくし、競技者が4.2項の基準を満たす場合、TUE（将来的か遡及かを問わない）を取得するとするほうがより簡便という考え方。</li></ul>
B	比較的軽い措置を課す	<p>案① 「10.2項の他の規定にかかわらず、競技者が、その存在、使用若しくは使用の企て又は保有がISTUE4.2項の基準を満たしていることを証明できる場合には、資格停止期間は、競技者の過誤又は過失の程度に応じて3ヶ月から6ヶ月の間とする。本条に定める資格停止期間は、10.6項の規定に基づく軽減の対象とはならない。」といった条文を追加する。</p> <p>案② 一律で3ヶ月間の制裁措置とする（これはシンプルであり、アンチ・ドーピング機関や聴聞パネルが過失の度合いを評価するために時間を費やす必要はない。）。</p>

# TUE付与基準の明確化

## 【現行】

### 4.0 TUEの取得

治療目的のための禁止物質又は禁止方法の使用が必要である競技者は、当該競技者が第4.1項に基づき遡及的にTUEを申請する権利を有する場合でない限り、当該物質及び方法の使用又は保有の前にTUEを申請し、取得しなければならない。双方の場合において、第4.2項の条件が満たされなければならない。

### 4.0項解説

競技者がアンチ・ドーピング規則に服するようになる前に、医学的状態を有し、禁止物質又は禁止方法を使用し若しくは保有しているという状況があり得る。その場合には、かかる従前の使用／保有はTUEを必要とせず、将来のTUEがあれば十分である。

## 【改定ポイント】

TUEの承認前に競技者が自己責任で禁止物質又は禁止方法を使用して治療を開始することを認めるために、新たに解説を追加。

## 【2027年版ISTUEドラフト】

### 4.0 **Criteria** for obtaining a TUE

An Athlete who needs to Use a Prohibited Substance or Prohibited Method for Therapeutic reasons must apply for and obtain a TUE prior to Using or Possessing the substance or method in question, unless the Athlete is entitled to apply for a TUE retroactively under Article 4.1. In both cases, the Article 4.2 conditions must be satisfied.

[Comment to Article 4.0: Athletes who Use or Possess a Prohibited Substance or Prohibited Method before obtaining a TUE do so at their own risk. A retroactive TUE would be required.]

There may be situations where an Athlete has a medical condition and is Using or Possessing a Prohibited Substance or Prohibited Method prior to becoming subject to anti-doping rules. In that case, such prior Use/Possession does not require a TUE and a prospective TUE will be sufficient.]

# 遡及的TUE申請の要件

## 【現行】

**4.1** 遡及的TUE は、問題となった物質又は方法を使用し又は保有した後で禁止物質又は禁止方法についてTUE を申請する機会を競技者に提供するものである。

競技者は、以下の例外のいずれか1つが適用される場合、TUEを遡及的に申請することができる（但し、依然として第4.2項の条件を満たさなければならない）

- a) 医学的状態の救急又は緊急の治療が必要であった；
- b) 検体採取の前に、競技者がTUEの申請を提出すること（又はTUEECがこれを検討すること）の妨げとなる、時間や機会の不足、又は他の例外的な事情があった；

## 【改定ポイント】

競技者を中心に考え、正当な医療上の症状のある競技者のTUE申請が認められないことがないよう、遡及的申請によるTUE取得の要件を緩和した。

すなわち、TUEの事前申請の妨げとなる事情ではなくても、禁止物質又は禁止方法の使用又は所持の前にTUE申請ができなかった事情（直前に大会出場選手に選出されたため承認を受ける時間がなかった場合等）があれば足りることとなった。

## 【2027年版ISTUEドラフト】

**4.1** A retroactive TUE provides an Athlete the opportunity to apply for a TUE for a Prohibited Substance or Prohibited Method after Using or Possessing the substance or method in question.

An Athlete may apply retroactively for a TUE (but must still meet the conditions in Article 4.2) if any one of the following exceptions applies:

- a) emergency or urgent treatment of a medical condition was necessary;
- b) there was insufficient time, opportunity or exceptional circumstances that resulted in the Athlete not being able to obtain a TUE prior to Using or Possessing the substance or method in question



# TUE付与の要件

## 【現行】

4.2 競技者は、証拠の優越（※）により、次の各条件が満たされたことを証明した場合に（のみ）、TUEを付与される。

a) 関連する臨床的証拠による裏づけのもと、診断された疾患を治療するために当該禁止物質又は禁止方法が必要であること。

[第 4.2 項 (a) の解説：禁止物質又は禁止方法の使用は、治療それ自体だけではなく、必要な診断検査の一環としてなされる。]

b) 禁止物質又は禁止方法の治療使用が、証拠の優越により、疾患の治療の後に回復すると予想される競技者の通常健康状態以上に、追加的な競技力を向上させないであろうこと。

[第 4.2 項 (b) の解説：競技者の通常健康状態は、個人ごとに決定される必要がある。ある特定の競技者の通常健康状態は、当該競技者がTUEを求めている疾患を除いた健康状態である。]

## 【改定ポイント】

競技者が関連する臨床的証拠による裏づけのもと、診断された疾患を有するという要件のみが必要とされ、2023年版の「治療するために必要である」との要素は第4.2項b)へ移動

## 【2027年版ISTUEドラフト】

4.2 An Athlete may be granted a TUE if (and only if) they can show, on the balance of probabilities, that each of the following conditions is met:

a) The Athlete has a diagnosed medical condition supported by relevant clinical evidence.

b) The Prohibited Substance or Prohibited Method is an indicated and appropriate treatment for the medical condition.

<中略>

[Comment to Article 4.2(b): An appropriate treatment could be based on factors such as experience, side-effect profiles or other medical justifications, including, where applicable, geographically specific medical practice, and the ability to access the medication.]

c) <省略>



# TUE付与の要件

## 【現行】

c) 禁止物質又は禁止方法がその医学的状態に対して適応となる治療法であり、かつ、合理的に許容される代替の治療法が存在しないこと。

[第 4.2 項 (c) の解説：医師は、選択された治療が最も適切であった理由を、例えば、経験、副作用プロファイル、又は、該当する場合には、地理的に特有の診療及び医薬品の利用可能性を含む、その他の医学的根拠及び治療へアクセスする能力に基づいて説明しなければならない。さらに、禁止物質又は禁止方法を使用する前に代替案を試して、効果が十分でないことを確認する必要は必ずしもない。]

d) 当該禁止物質又は禁止方法を使用する必要性が、使用当時に禁止されていた物質又は方法を、(TUEを取得せずに) 以前に使用したことの結果 (全面的か部分的かを問わない。) として生じたものではないこと。

## 【改定ポイント】

- 許容される代替治療法が存在しないことの要件を削除
- 第4.2項c)が2027ISTUEドラフトではb)へ移動

## 【2027年版ISTUEドラフト】

b) The Prohibited Substance or Prohibited Method is an indicated and appropriate treatment for the medical condition.

[Comment to Articles 4.2(a) and (b): The Use of the Prohibited Substance or Prohibited Method may be part of a necessary diagnostic investigation rather than a treatment per se.]

[Comment to Article 4.2(b): An appropriate treatment could be based on factors such as experience, side-effect profiles or other medical justifications, including, where applicable, geographically specific medical practice, and the ability to access the medication.]

d) <省略>



# TUE申請手続き

## 【現行】

### 6.0 TUE申請手続き

6.1 TUE を必要とする競技者は、可及的速やかに申請すべきである。競技会（時）においてのみ禁止される物質の場合、緊急時又は例外的な状況でない限り、競技者は次の競技会の少なくとも30日前にTUE を申請すべきである



## 【2027年版ISTUEドラフト】

競技会の少なくとも30日前に申請すべき  
という文言の削除

# TUE承認手続き（国際競技連盟等の承認手続き）

## 【2027年版ISTUEドラフト】

### 7.0 TUE承認手続き

#### 【背景】

本項では、アンチ・ドーピング機関が付与したTUEを、国際競技連盟又は主要競技大会機関が自動承認、又は、自動承認しない場合の他のアンチ・ドーピング機関による付与されたTUEの承認請求の手続きについて言及されている。競技者はすでにNADOにより付与されたTUEがある場合、国際競技連盟又は主要競技大会機関の指示により、自身の出場する競技会30日前までにTUEの承認請求手続きが必要である。

この項において、2027年版ISTUEドラフトの検討として、**WADAは関係者に以下のフィードバックを求めている。**

**WADAからの質問：他のアンチ・ドーピング機関が付与したTUEを事前に承認を行う必要があることを、明確に言及すべきか。**

**回答A) 競技者はいつでも承認申請をすることができるべきか？**

または

**回答B) 遡及的に申請する場合、競技者に常に第4.1項(b)の要件を満たすことが要求されるべきか**

※第4.1項(b) 検体採取の前に、競技者がTUEの申請を提出すること又はTUECがこれを検討することの妨げとなる、時間や機会の不足、又は他の例外的な事情があった



勝利を超える価値がある

私たちは信じる。

正々堂々と競いあう潔さを。

相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。

まっすぐ挑戦しつづける、そこに、

自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。

さあ、すべては、私たちの中にある

フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。



公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構